

地方法人特別譲与税の概要

区 分	内 容
1 譲与団体	都道府県
2 譲与総額	地方法人特別税（国税）の収入額の全額
3 譲与基準	1 / 2 : 人口 1 / 2 : 従業者数 ※ 譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）
4 譲与時期	5月、8月、11月、2月
5 譲与税の用途	条件・制限なし
6 H27地方財政計画	21, 234億円

（参考）地方法人特別税（国税）の概要

区 分	内 容											
1 納税義務者	法人（法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者）											
2 課税客体	基準法人所得割額及び基準法人収入割額											
3 課税方式	申告納付											
4 課税標準及び税率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人区分</th> <th style="text-align: center;">標準税率</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基準法人所得割額</td> <td style="text-align: center;">93.5%</td> </tr> <tr> <td>所得割額によって法人事業税を課税される法人</td> <td style="text-align: center;">*152.6%</td> </tr> <tr> <td>収入割額によって法人事業税を課税される法人</td> <td style="text-align: center;">基準法人収入割額</td> <td style="text-align: center;">43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	法人区分	標準税率	税率	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	基準法人所得割額	93.5%	所得割額によって法人事業税を課税される法人	*152.6%	収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	43.2%
法人区分	標準税率	税率										
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	基準法人所得割額	93.5%										
所得割額によって法人事業税を課税される法人		*152.6%										
収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	43.2%										
5 適用期日	平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。 *平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。											